

都市計画道路3・4・11放射7号線（新堀工区）
用地測量説明会の開催結果について

- 1 開催日 平成28年6月15日（水）
- 2 場所 西堀・新堀コミュニティセンター
- 3 対象者 計画道路内及び隣接する土地を所有する方
- 4 内容 都市計画道路3・4・11放射7号線用地測量について

5 主な質疑応答

【測量・工事・全体スケジュール・その他に関すること】

Q. 都市計画の変更を行った事により新たに何軒の家が計画道路にかかるようになったのか？

A. 多少の面積の増減はあるが、新たにかかる家はない。

【物件調査・用地買収・補償に関すること】

Q. 残地、減価償却に関する考え方を教えてほしい。

A. 残地については、原則、買収する事は出来ない。しかし、事業として有効活用できる場合には買収する場合もある。減価償却については、今後、建物の補償額を算定する中で経過年数等を考慮し補償させていただく事になる。

Q. 用地を取得する際の優先順位はあるのか。

A. 事業効果が高い水道道路から西側を主体的に取得していきたいと考えているが、水道道路から東側についても、ご相談やご要望を伺い、可能な範囲で対応させていただきたい。

Q. 具体的に交渉する事になるのは、何年後か？

A. 今から概ね5年の間にご協力いただければと考えている。

Q. 移転先は自分で探す必要があるのか。代替地等を県で紹介していただけるのか。

A. 移転に係る作業、手続きは権利者様にお願いする事となっている。現在、埼玉県で把握している代替地の情報はほとんどないが、民間の不動産情報を基にサポートさせていただければと考えている。

Q. 計画道路に土地等がかかる場合、残された土地の容積率や建蔽率はどうなるのか。

A. 建物が計画道路にあたらない場合、その建物にそのままお住みいただけます。ただし、将来的に建替等を行う際には、残された土地の大きさに合った建蔽率、容積率となります。